

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 府の推進体制

庁内関係部・課で構成する「大阪府地域福祉施策推進会議」の開催等を通じて、関係部局が緊密な連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 市町村・関係団体・地域住民等との連携

- 本計画や市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、市町村担当課長会議の開催等を通じて、市町村と地域福祉に関する情報・意見の交換や地域福祉施策に関する協議・検討を行います。
- 外部有識者で構成する大阪府地域福祉支援計画推進委員会や関係団体、地域住民等の意見も聴きながら本計画を進めます。

(3) 必要な財源の確保

本計画に基づく事業を行う上で必要な財源については、厳しい財政状況のもと、国庫補助制度や基金の活用等あらゆる手法を検討し、確保していきます。

2. 計画の進行管理

大阪府地域福祉支援計画推進委員会を運営し、計画の進行状況について点検・評価を行うとともに、その内容についてホームページ等で公表します。